

「トライオート E T F 取引説明書」の一部改正について

下線部変更  
(平成28年11月21日)

現 行	変 更 後
<p>(前 文) (省 略) (枠 内) (省 略)</p>	<p>(前 文) (現行どおり) (枠 内) (現行どおり)</p>
<p>1. (省 略)</p> <p>2. 本取引のルールおよび仕組みについて (1)～(3) (省 略) (4) 取引の方法 ①～④ (省 略) ⑤手数料・コーポレートアクション等 (a)～(b) (省 略) (c) (省 略) 一口あたりの受払額については、<u>H P</u>の銘柄リストをご覧ください。 (d)～(g) (省 略) ⑥ (省 略) (5)～(8) (省 略) (9) 公租公課 (省 略)</p> <p>①個人のお客様 本取引に係る利益は、<u>雑所得</u>として申告分離課税の対象となり、確定申告する必要があります。税率は、所得税15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税5%となります。また、その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、損益を通算して損失となる場合は、一定の要件の下で、翌年以降3年間、繰越すことができます。 ※復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。</p> <p>3. ～5. (省 略) (1)～(2) (省 略) (3) お問合せ・苦情受付窓口 (省 略) サポートセンター 〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目6番21号 TEL 0120-729-365 受付時間：土日、元日を除く8時 ～ <u>21時</u></p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 平成28年8月27日</p>	<p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 本取引のルールおよび仕組みについて (1)～(3) (現行どおり) (4) 取引の方法 ①～④ (現行どおり) ⑤手数料・コーポレートアクション等 (a)～(b) (現行どおり) (c) (現行どおり) 一口あたりの受払額については、<u>当社ホームページ</u>の銘柄リストをご覧ください。 (d)～(g) (現行どおり) ⑥ (現行どおり) (5)～(8) (現行どおり) (9) 公租公課 (現行どおり)</p> <p>①個人のお客様 本取引に係る<u>益金</u>(<u>売買による差益および金利・分配金等収益をいいます。</u>)は、「先物取引に係る雑所得等」<u>として</u>申告分離課税の対象となり、確定申告する必要があります。税率は、所得税15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税5%となります。また、その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、損益を通算して損失となる場合は、一定の要件の下で、翌年以降3年間、繰越すことができます。 ※復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。</p> <p>3. ～5. (現行どおり) (1)～(2) (現行どおり) (3) お問合せ・苦情受付窓口 (省 略) サポートセンター 〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目6番21号 TEL 0120-729-365 受付時間：土日、元日を除く8時 ～ <u>18時</u></p> <p>(以下現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上 平成28年11月21日</p>